

**大 切 な お 知 ら せ**

【Vol.14】

**重 要**

このお知らせを保存したり、見やすい場所に貼ったりするなどして、周りの方にもお伝えください。

**『住宅関連相談窓口』が変更になりました。**

3月以降は市役所ふるまち庁舎(古町ルフル)の窓口をご利用ください。

**住宅関連相談窓口**

相談窓口	内容	開設時間
古町ルフル6階 建築部フロア	住宅の修繕・建替	月～金曜日 (祝・休日除く) 9:00～17:00
古町ルフル5階 都市政策部フロア	液状化被災宅地等復旧	月～金曜日 (祝・休日除く) 9:00～17:00  <b>【予約制】</b> 9時～、11時～、 13時～、15時～ 予約受付ダイヤル ☎025-226-2710

**住まいの再建**

※担当課への問い合わせは、祝・休日を除く月～金曜午前8時半～午後5時半  
(◆は午前9時～午後5時) をお願いします

支援制度	対象	申請期限・内容						
<b>液状化等被害 住宅修繕支援</b> 住宅に加え、宅地内のカーポートや物置を含む外構の修繕工事を支援 《公共建築課》◆☎025-226-2880	一部損壊以上	<table border="0"> <tr> <td>令和7年度</td> <td>令和8年度</td> </tr> <tr> <td>判定区分により 10万円～150万円</td> <td><b>申請受付は終了しました</b> 完了報告期限:令和8年12月25日</td> </tr> <tr> <td colspan="2">※工事費支払い済みの場合の申請・完了報告期限は令和8年3月31日まで</td> </tr> </table>	令和7年度	令和8年度	判定区分により 10万円～150万円	<b>申請受付は終了しました</b> 完了報告期限:令和8年12月25日	※工事費支払い済みの場合の申請・完了報告期限は令和8年3月31日まで	
令和7年度	令和8年度							
判定区分により 10万円～150万円	<b>申請受付は終了しました</b> 完了報告期限:令和8年12月25日							
※工事費支払い済みの場合の申請・完了報告期限は令和8年3月31日まで								
<b>液状化等被害 住宅建替・購入支援</b> 新潟市内で家の建て替えや購入をした場合に支援 《建築保全課》◆☎025-226-2880	中規模半壊以上	<table border="0"> <tr> <td>建替: 判定区分により 50万円～150万円</td> <td><b>申請受付は終了しました</b> 完了報告期限:令和9年2月26日</td> </tr> <tr> <td>購入: 判定区分により 50万円～100万円</td> <td><b>申請受付は終了しました</b> 完了報告期限:令和9年2月26日</td> </tr> </table>	建替: 判定区分により 50万円～150万円	<b>申請受付は終了しました</b> 完了報告期限:令和9年2月26日	購入: 判定区分により 50万円～100万円	<b>申請受付は終了しました</b> 完了報告期限:令和9年2月26日		
建替: 判定区分により 50万円～150万円	<b>申請受付は終了しました</b> 完了報告期限:令和9年2月26日							
購入: 判定区分により 50万円～100万円	<b>申請受付は終了しました</b> 完了報告期限:令和9年2月26日							
<b>液状化被災宅地等復旧支援</b> 宅地の復旧や、住宅基礎の傾斜修復などの工事を支援 《まちづくり推進課》◆☎025-226-2710	原則準半壊以上	<p>(R8年度も申請受付を継続予定)</p> <p>申請期限:令和8年3月31日 完了報告期限:令和9年3月15日</p> <p>補助率3分の2 補助上限766万6千円 ※既存の国・県・市の支援制度を活用している場合、当該活用額を控除</p>						
<b>被災者転居費支援</b> 引越しの費用を支援 《住環境政策課》☎025-226-2821	半壊以上	<p>申請期限:令和8年3月13日 補助率:2分の1 補助上限15万円</p>						

## 資金確保

支援制度	対象	申請期限・内容	
<b>被災者生活再建支援金</b> お住まいの住宅に大きな被害を受けた世帯へ支援金を支給 《福祉総務課》 ☎ 025-226-1169	半壊以上	令和7年度 基礎支援金・市支援金	令和8年度 申請受付は終了しました
		加算支援金※（中規模半壊以上） 申請期限:令和9年2月1日 判定区分等により37.5万円～400万円 ※ 令和8年2月2日までに基礎支援金・市支援金を申請した方が対象	

## 負担軽減

支援制度	対象	申請期限・内容	
<b>水道料金・下水道使用料の免除</b> 《水道局コールセンター（水道料金）》 ☎0120-411-002 《下水道部経営企画課(下水道使用料)》 ☎025-226-2959	一部損壊以上	令和7年度 申請期限:令和8年3月31日	令和8年度 令和6年1月1日を含む期間（通常2か月分を全額免除） ※漏水による使用量増加に対する減免もあり
		<b>住宅再建資金の融資に対する利子補給</b> 《建築行政課》 ☎ 025-226-2837	
		令和8年12月31日までに融資を受けた方が対象 貸付利率の1%を上限に、金融機関へ支払った利子相当額を最大5年間補給 ※これから承認申請をする方は融資を受けた日から最大5年間（承認申請書を提出した年の1月から対象）	

## 相談

### ■新潟市ささえあいセンター

安心して生活再建できるよう、被災世帯の状況に応じて、個別訪問や電話などで困り事を聞き、必要な制度・サービスを案内しています。

開設時間 月～金曜 9～17時 ※祝・休日、年末年始を除く

☎025-378-1765、FAX025-378-1764

### ■市民相談

問題解決に向けたきっかけとしていただくため、弁護士や司法書士、行政書士等による新潟市民専用の無料相談窓口を開設しています。事業所の案件は対象外です。

《広聴相談課》 ☎ 025-226-1025

相談窓口の開設スケジュールは新潟市HPからご確認ください  
 ます☞



## 復旧・復興への主な取り組みを紹介

同地震による被害からの復旧・復興に向けた取り組みの進捗状況を、新潟市ホームページに掲載しています。「液状化対策」「公道の復旧」「住宅の解体」の3つの項目で紹介しています。



各制度の詳細については、市ホームページをご覧ください

スマートフォンは  
 こちら

